

米英における紛争処理制度について

平成27年6月

電気通信紛争処理委員会事務局

米国

米国の電気通信に関する紛争処理機関

米国の電気通信事業者間の相互接続に関する紛争は、原則として既存地域電話会社を一方当事者とする場合(州内通信)は州公益事業委員会(PUC)、通信法違反は連邦通信委員会(FCC)で処理されている。

消費者からの申立に対しても、FCC及びカリフォルニア州PUCでは、原則として、事業者間紛争と同様の手続が適用されている。

州内通信

○州の公益事業委員会(PSC/PUC)
Public Service Commission/Public Utilities Commission

○所掌事務

州法に基づき、電気通信事業のほか、電気、ガス、等の公益事業を規制。

○ 例:カリフォルニア州公益事業委員会(CPUC)

【職員数】委員会 1,000名以上
行政法審判官(ALJ)部門 (ALJのみ35名)
電気通信部門 約70名
消費者サービス情報部門 約70名

州際及び国際通信等

○連邦通信委員会(FCC)
Federal Communications Commission

○所掌事務

独立規制機関であり、電気通信・放送分野における規則制定、行政処分の実施を所掌。有線による州際・国際通信に関する料金(制度を含む)の審理・設定、事業の認可、無線局の免許等。

○ 連邦通信委員会(FCC)

【職員数】FCC全体 1230名(※室を含まず。)
FCC委員5名
執行局264名(9名の弁護士が所属)
有線競争局217名

紛争処理対象事項と処理手段

下線は、消費者による申立にも適用される。

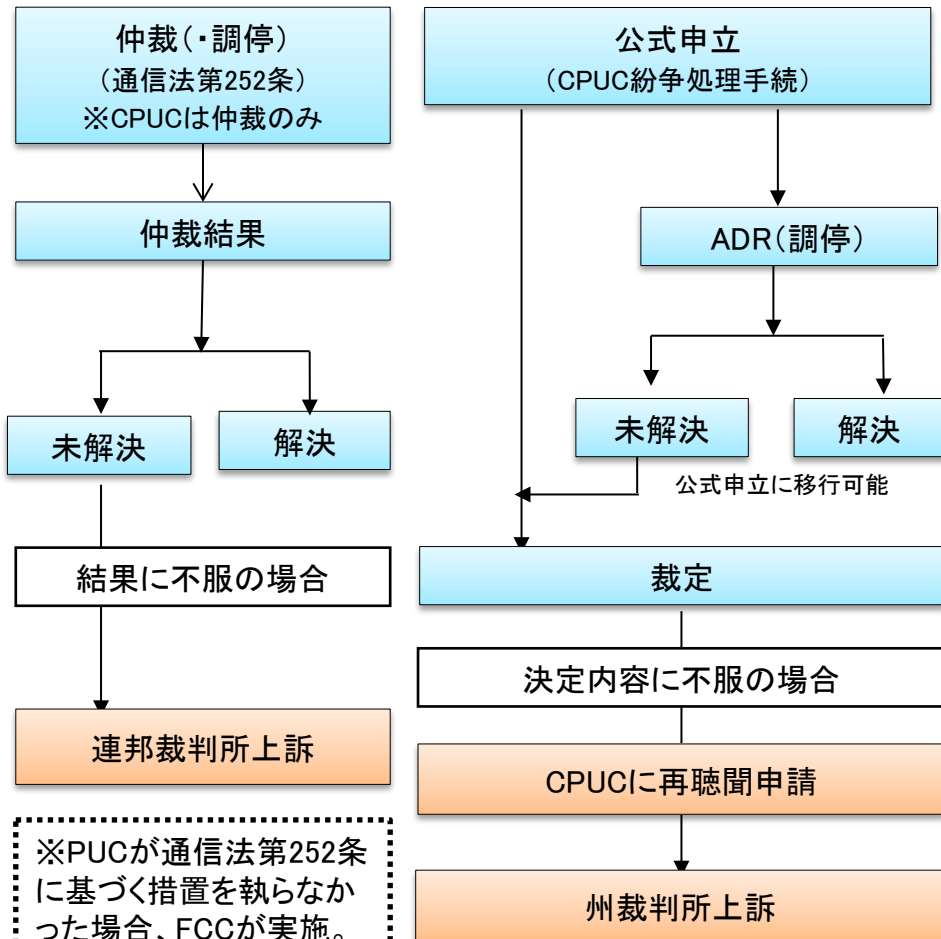
	カリフォルニア州公益事業委員会	連邦通信委員会
既存地域電話会社を一方当事者とする相互接続に関する紛争(州内通信)	<ul style="list-style-type: none"> ・通信法に基づく調停・仲裁(通信法第252条(a)(b)、決議ALJ181) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停・仲裁等 ※公益事業委員会が措置を執らない場合に限る。(通信法第252条(e)、FCC規則51.801-51.809条)
	<ul style="list-style-type: none"> ・公式申立(実施規則第4条) ・ADR(調停)(決議ALJ185) ※ ともに州の法令違反の申立 	—
既存地域電話会社を当事者としない相互接続、州際、国際通信のための相互接続に関する通信法違反の申立	—	<ul style="list-style-type: none"> ・調停(非公式手続) ・非公式・公式申立(通信法第208条、FCC規則1.716-1.718条(非公式)、FCC規則1.720-1.736条(公式))

米国の電気通信に関する紛争処理概要

既存地域電話会社を一方当事者とする相互接続に関する紛争(州内)

PUC(州公益事業委員会)

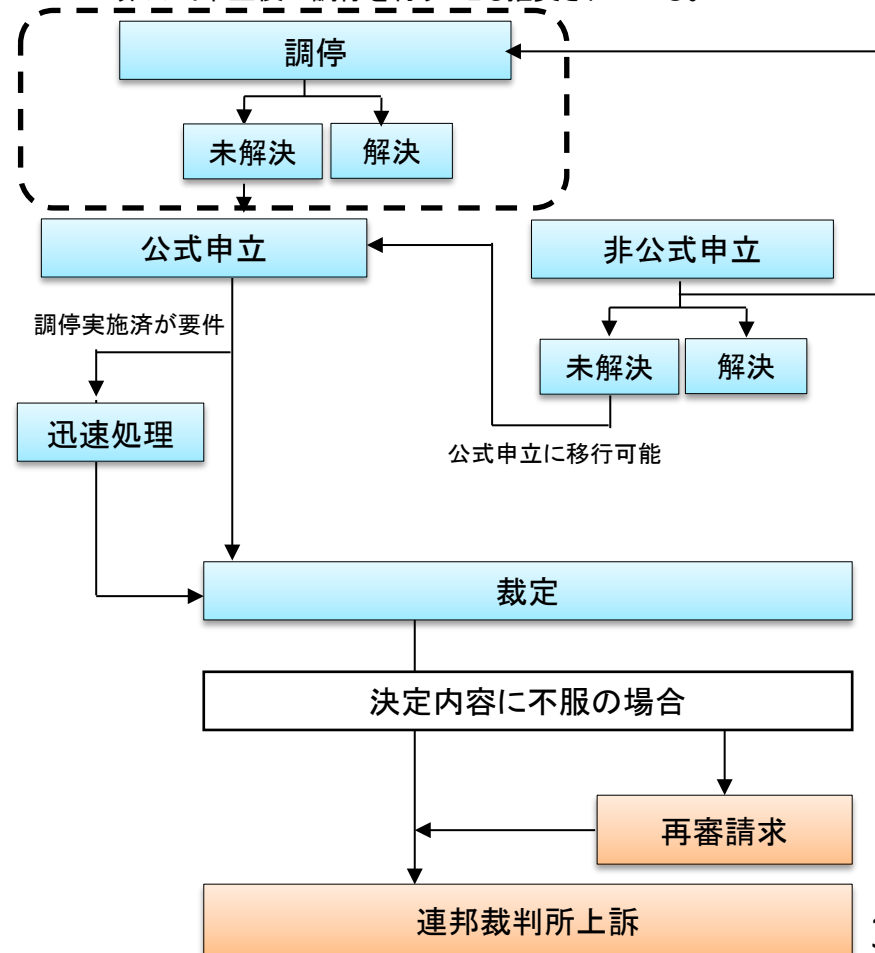
※ 以下はカリフォルニア州(CPUC)の例



既存地域電話会社を当事者とし不在相互接続、州際、国際通信の相互接続に関する通信法違反

FCC(連邦通信委員会)

※ FCCは208条公式申立の前に非公式の調停を推奨。
非公式申立後に調停を行うことも推奨されている。



CPUCにおける紛争処理制度

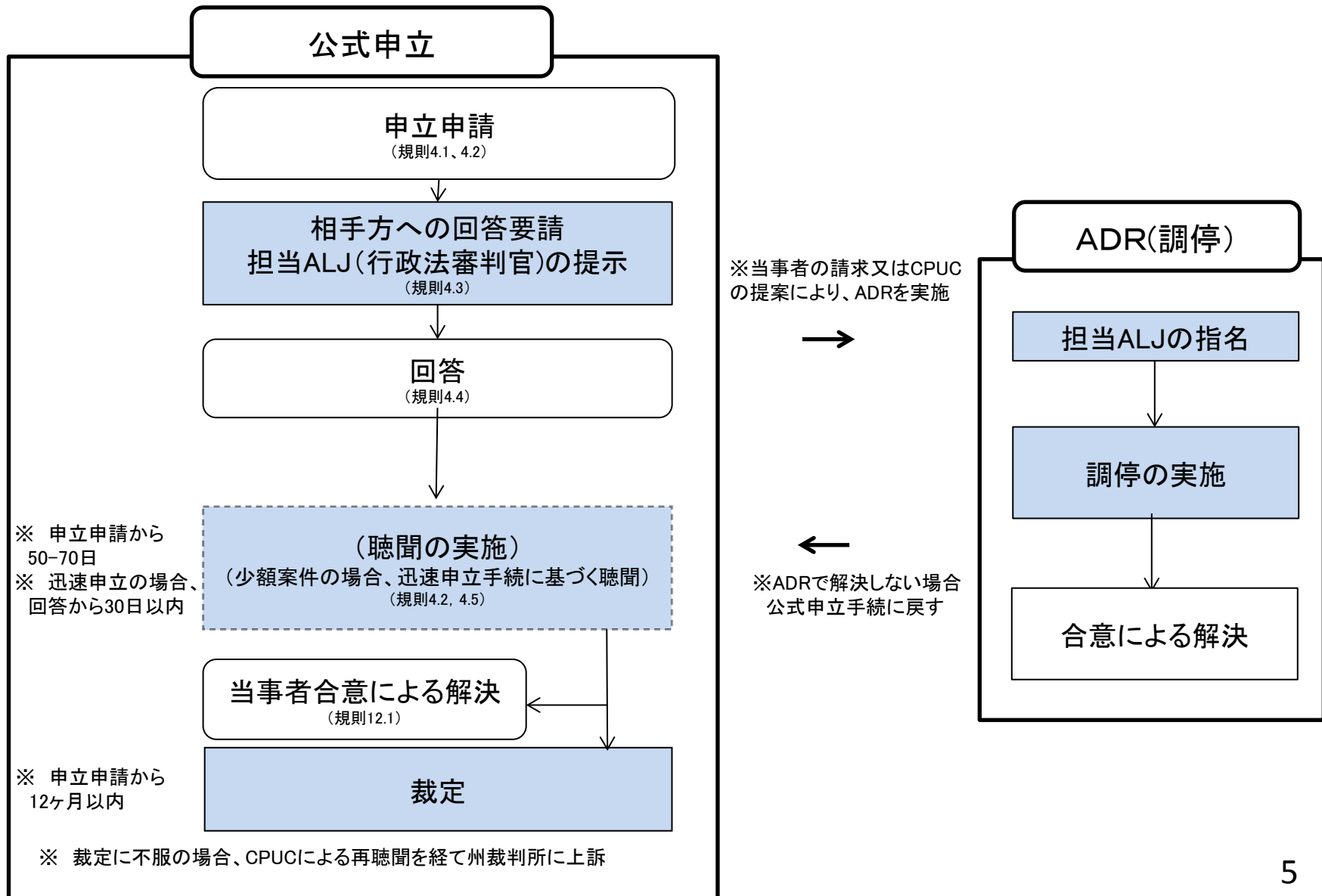
- ・CPUCでは、通信法第252条に基づく仲裁手続と、州法令に基づく公式申立手続が存在。
- ・州内の相互接続紛争は公式申立として申請されることが多く、通信法に基づく仲裁は2014年は実績なし。
- ・なお、州の公式申立については、ADRによる手続を行うことも可能。

	州法令		通信法	
	公式申立(裁定) (CPUC実施規則第4条)	ADR(調停)	仲裁 (通信法第252条)	調停※2 (通信法第252条)
実施者	主席審判官が指名する ALJ1名※1	主席審判官が指名する ALJ1名	主席審判官が指名する仲 裁人(ALJ)1名	主席審判官が指名する ALJ1名
相手方の応諾義 務の有無	有	無	有	—
最終決定・効果	裁定(拘束性有)	自主的合意に基づく解決	申請事案についてのCPUC 命令(拘束性有)	調停人による調停案の提 示による合意の成立
最終決定への不 服申立手段	CPUCに再聴聞申請。決議 後、州裁判所へ上訴。	公式申立(裁定)手続に移 行	連邦裁判所へ上訴	—
手数料	無料	無料	無料	—
情報開示	HPに掲載する場合有	非公開	最終報告を公表	非公開
処理件数 (2014年)	事業者間紛争のみの件数 不明	2件(1件解決、1件は公式 申立に移行)	0件	—

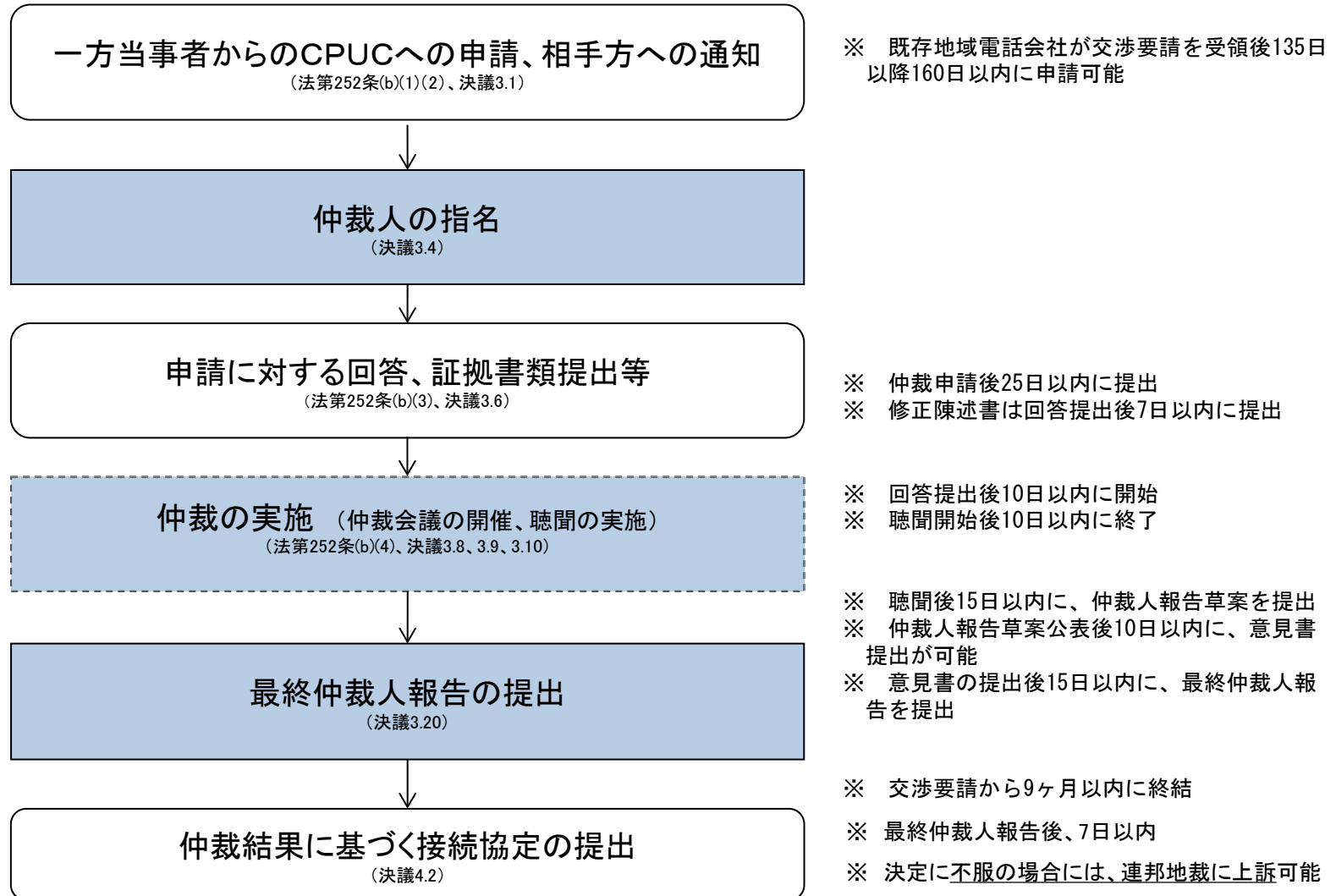
※1 ALJは州行政官であり、35名。弁護士又は公益事業に従事したことがある政策、工学等の専門家。

※2 CPUCへの質問票調査に対する回答では、現在本手続が運用されている旨の記述なし。

CPUC公式申立・ADR処理フロー (実施規則第4条)



CPUC 仲裁処理フロー (通信法第252条、決議ALJ-181)



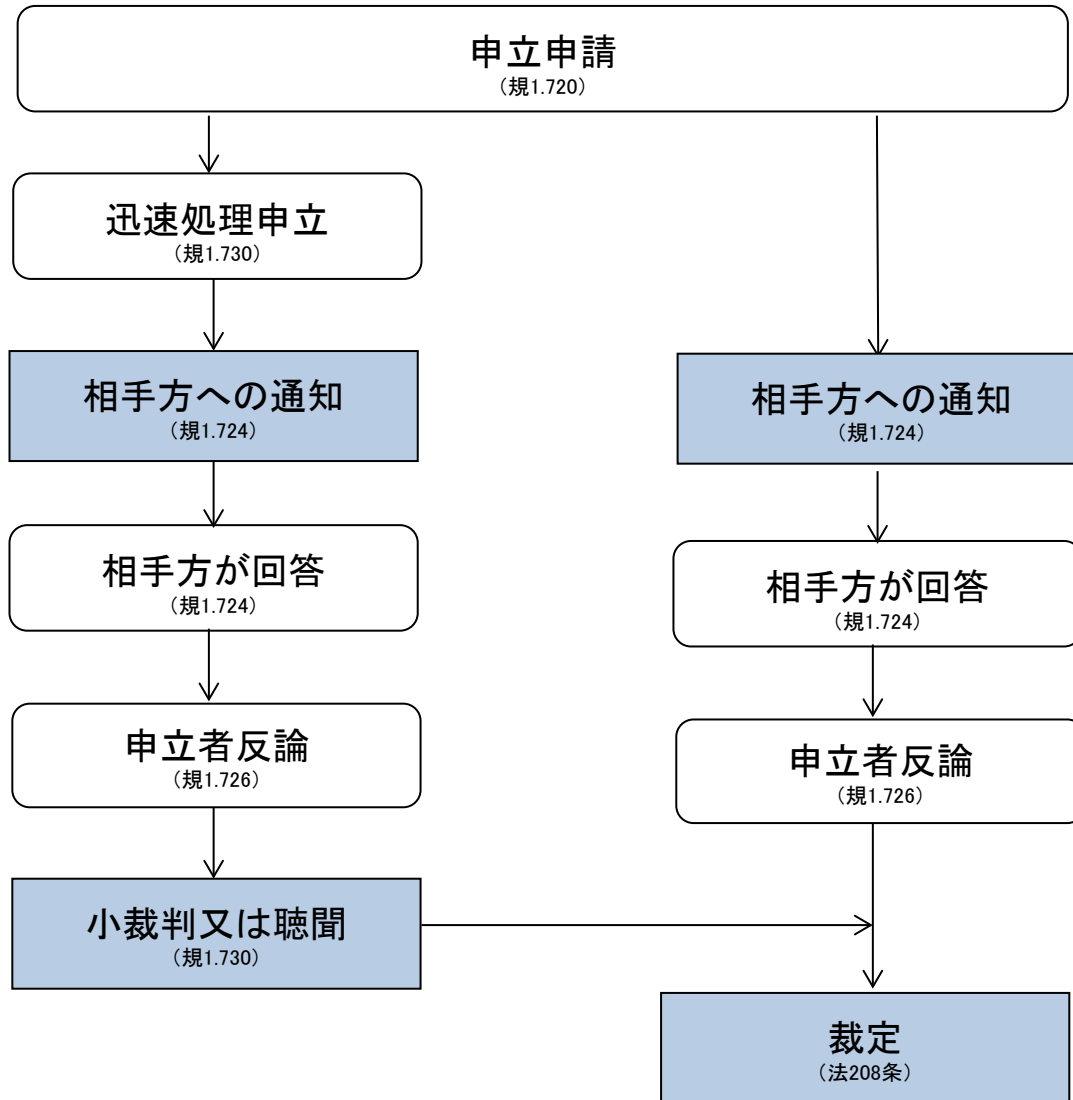
FCCにおける紛争処理制度

- ・FCCでは、通信法第208条に基づく通信法違反について、公式・非公式の申立手続と非公式な調停が存在。
- ・FCCは、公式申立を行う前に、調停を推奨。特に公式申立において迅速処理を希望する場合、調停を行うことが前提。

	公式申立(迅速処理含む) (FCC規則1.720-1.736)	非公式申立 (FCC規則1.716-1.718)	調停
実施者	FCC執行局市場紛争解決部門 裁定はFCC委員5名の投票により決定 (軽微な案件は局に権限委譲)	FCC執行局市場紛争解決部門	FCC執行局市場紛争解決部門 (弁護士が担当)
相手方の応諾 義務の有無	有	有	無
最終決定・効果	裁定 (拘束性有)	委員会による調整 (拘束性無)	合意による解決 (拘束性無)
最終決定への不服 申立手段	・再審請求 ・連邦裁判所へ上訴	公式申立に移行	公式申立に移行
手数料	225ドル	無料	無料
情報開示	有	有	無
処理件数 (2014年)	市場紛争解決部門の紛争解決件数は全体で43件。(相互接続以外にオープンインターネット、データローミング、電柱添架に関する申立を含む。) 上記のうち、公式申立(法208条)の解決件数は2件。		

※ 1996年改正通信法第252条で、相互接続に係る紛争処理の規定を新設し、一部有線競争局でも実施。

FCC公式申立処理フロー (通信法第208条、FCC規則1.720-1.736)



※ 調停実施済が要件

※ 申立申請から10日以内

※ 回答から3日以内

※ 通例、申立申請から40-45日

※ 申立申請から20日以内

※ 回答から3日以内

※ 申立申請から5か月以内
※ 迅速処理の場合は、申立申請から60日以内

※ 裁定に不服の場合、FCCによる再審請求等を経て連邦控訴裁判所に上訴

英国

英国の電気通信に関する紛争処理機関

英国では、電気通信事業者間の相互接続に関する紛争は、通信法及び「2011年紛争解決ガイドライン」に基づき、事案により、通信庁(Ofcom)が民間のADR機関の代替的手段に処理を委ねる場合と、Ofcomが裁定により処理する場合がある。

また、消費者からの申立については、一般顧客の保護のため紛争解決手段を確保し、Ofcomの承認を受けなくてはならないとされており、このためのADR機関として、CISASとOSがOfcomの承認を受けている。

通信庁 (Ofcom)

○通信庁 (Ofcom)

Office of Communications

○所掌事務

2003年通信法その他法令に規定する任務及び権限に基づき、放送、ラジオ事業、固定・移動電気通信、郵便サービス、電波分野を規制。

【職員数】 Ofcom全体 785人(2014年)
競争グループ調査チーム

ADR機関

1 事業者間紛争

○ CEDR (the Centre for Effective Dispute Resolution)

○ CIArb (the Chartered Institute of Arbitrators) 等

「紛争解決ガイドライン」において、上記2機関が例示されているが、両機関に限定されている訳ではない。

2 消費者(通信事業者以外の小規模事業者含む)からの申立

○ CISAS (Communication and Internet Service Adjudication Scheme)

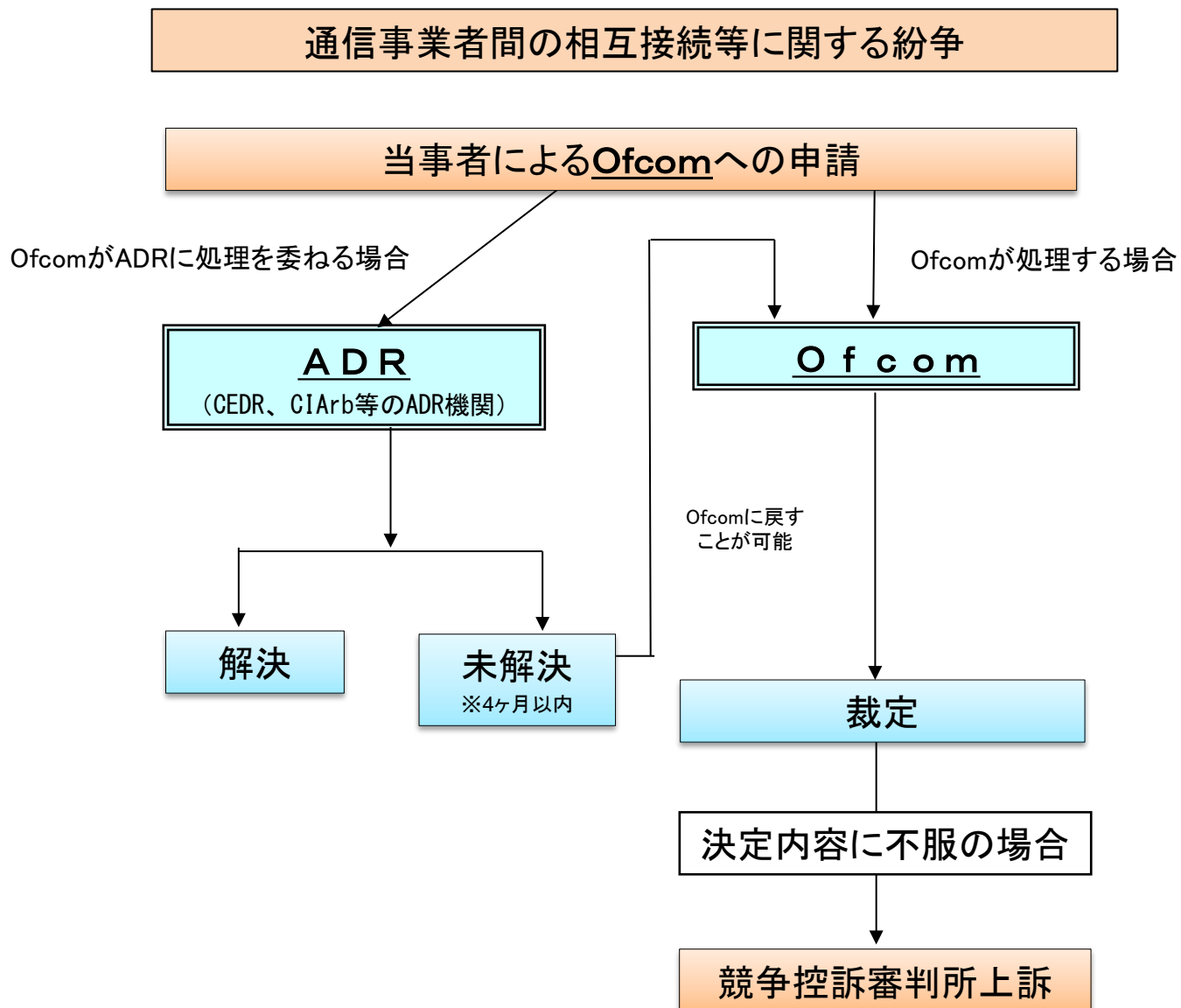
○ OS (Ombudsman Service)

通信法第54条において、事業者が求められる紛争解決手段として両機関によるADRスキームが承認されている。

紛争処理対象事項と処理手段

	通信庁 (Ofcom)	ADR機関		
		CEDR / CIArb 等	CISAS	OS
通信事業者間の相互接続等に関する紛争	通信法に基づく裁定 (通信法第188条)	調停・仲裁等		
消費者(通信事業者以外の小規模事業者含む)の申立	—	—	仲裁(消費者側は仲裁結果を受諾するか選択権有)	仲裁(消費者側は仲裁結果を受諾するか選択権有)

英国の電気通信に関する紛争処理概要

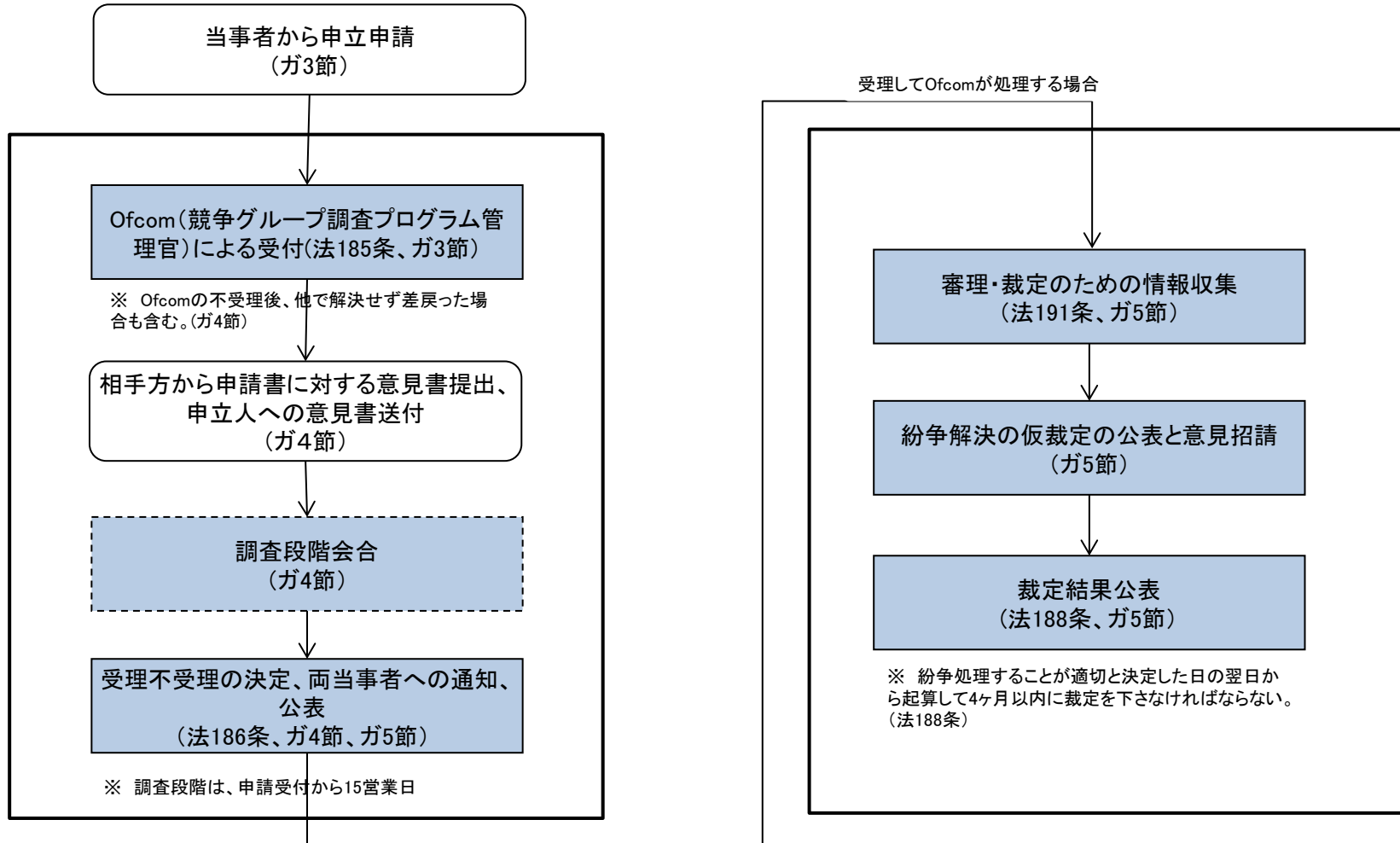


英国における電気通信分野の紛争処理制度

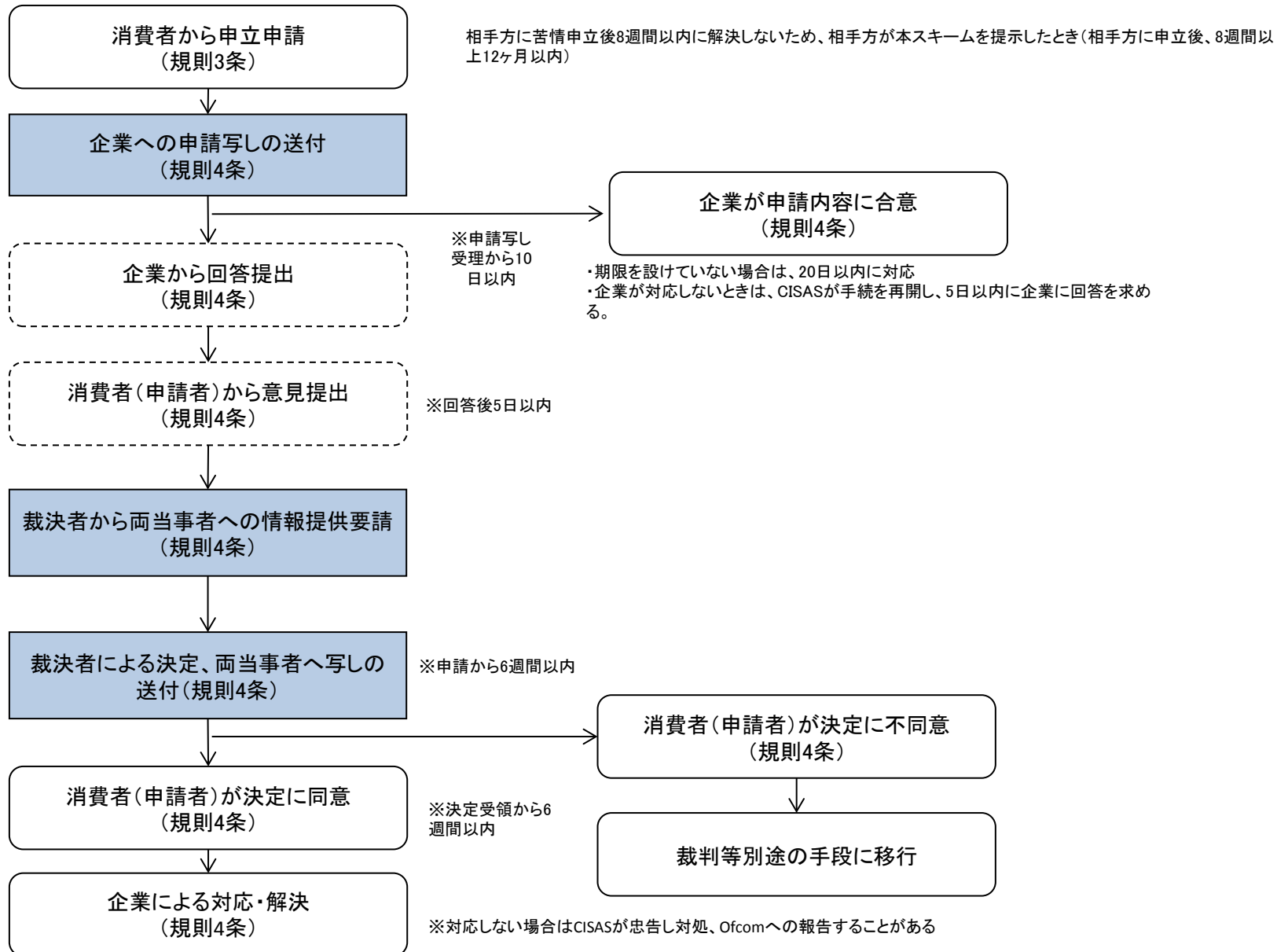
- ・事業者間紛争については、Ofcomの判断により、一方当事者が重大な市場支配力を有する事業者(SMP)である等、Ofcom自らが裁定を行う場合と、ADR機関に委ねる場合がある。
- ・なお、ADRで4ヶ月以内に解決しなかった場合には、Ofcomに再申請が可能。

	事業者間紛争(相互接続)		消費者の申立	
	裁定 (通信法第188条)	ADR (紛争解決ガイドライン)	ADR (通信法第54条)	
実施者	通信庁(Ofcom) 競争グループ	CEDR / CIArb 等	CISAS	OS オンブズマンチーム
相手方の応諾 義務の有無	有	-	有	有
最終決定及び効果	裁定 (拘束性有)	-	決定(仲裁) (消費者は最終決定に 従うか否か選択権有)	①処方、②最終決定 (仲裁)又は勧告を段 階的に提示。 (消費者は最終決定に 従うか否か選択権有)
最終決定への不服 申立手段	競争控訴審判所 (CAT)へ提訴	Ofcomに再申請可	決定への上訴は不可 (訴訟可能)	決定への上訴は不可 (訴訟可能)
手数料	原則無料	-	消費者は無料	消費者は無料
情報開示	裁定を公表	上記2社は非公開	一部を公表	非公開
処理件数 (2013年)	解決件数：8件	-	照会件数：6,467件 処理件数：4,845件	相談件数：80,476件 解決件数：12,909件

Ofcom紛争処理フロー（通信法第185条-191条、2011年紛争解決ガイドライン）



C I S A S 紛争処理フロー (C I S A S 規則)



OS 紛争処理フロー(オンブズマンサービス付託条項)

